

未認証事業者に関する情報提供について

(未認証行為の調査・確認・指導の強化)

(一社) 熊本県自動車整備振興会
会長 齊藤 直信

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業活動に関しましては、ご支援を賜りお礼申し上げます。

さて、前々より未認証工場に関する情報等をお寄せいただいておりますが、頂いた情報は支局に提供し指導をお願いしておりますが、通達により未認証行為実施者の情報を収集し運輸支局に提出することになりましたので、貴事業場の近隣で、下記のような作業内容（自動車局整備課長通達より）を行っている事業者がありましたら、別紙の情報提供用紙に必要事項を詳細に記入の上、ご提出は、業務課まで、FAX等をもってお願い申し上げます。

敬具

記

1. 分解整備に該当する作業の範囲

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、分解整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）いう。

(1) 原動機

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

①原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあつてはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを

含む。）

(2) 動力伝達装置

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

①クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのリレーズフォーク、リレーズベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

②ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバーター（CVTを含む。）トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギア

③推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイ

ント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

(3) 懸架・回転関係

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング、及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンドル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリアアクスルシャフト

④かじ取り装置

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

①ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

②ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③リンク機構関係

ドラッグリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ベルクランク、セクターアーム、リンクロッド、スレーブレバー

(5) 制動装置

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

①ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）ブレーキシュー、ホイールシリンダ、バックプレート、シューアジャスター、ブレーキスプリング

②ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニング、セーフティバルブ、セーフ

ティシリンダ、メターリングバルブ、レギュレーターバルブ、ABSアクチュエータ、ABSモジュレータ、ASRモジュレータ

④分配・倍力関係

マスターシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

①緩衝装置

リーフスプリング、エアースプリング

(7) 連結装置

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

①連結装置関係

キングピン、カプラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付属作業が分解整備に該当するもの

①ストラットを取り外して自動車の整備又改造する際にブレーキホースを取り外して自動車の整備又は改造するもの。

②パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又改造する際にギヤボックスを取り外して自動車の整備又は改造するもの。

情報連絡先及びFAX・郵送可

〒862-0901

熊本市東区東町4丁目14番8号

(一社) 熊本県自動車整備振興会

FAX 096-369-1463

担当 業務課 竹原

未認証行為に関する情報提供用紙

年 月 日

貴社認証番号	4 -	電話番号	
貴社名			

未認証事業者名	
住 所	
電 話 番 号	
業 務 内 容	代行業・スタンド・看板ナシ工場・中古車販売・板金工場

◎あなたが作業を確認した内容について、下記の項目に○を付けてください。

- 1、原動機を車体から取り外して分解していた。
- 2、クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デファレンシャルを分解していた。
- 3、フロント・アクスル又はリヤ・アクスル・シャフトを分解していた。
- 4、かじ取り装置、ハンドルボックス、各リンク類、ホークを分解していた。
- 5、ブレーキ・マスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、倍力装置、ドラム、キャリパ等を分解していた。
- 6、リヤ・スプリング、フロント・スプリングを分解していた。
- 7、毎日している。 月に数回している。
- 8、確認した日 年 月 日 時頃

未認証工場の略図	
----------	--